

令和4年度

第7回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和4年10月5日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和4年度第7回農業委員会総会を大多喜町役場第1・2会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第3号 農業経営基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画について

<報告事項>

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 軽微な農地改良の届出について

報告第3号 利用権の中途解約に係る通知について

<出席委員> (10名)

1番委員：加曾利 益弘

2番委員：佐川 順一郎

3番委員：渡邊 さなえ

4番委員：森 紀久嗣

5番委員：鈴木 孝一

6番委員：井口 峰幸

7番委員：小高 康熙

8番委員：矢代 とみ江

9番委員：末吉 章二

10番委員：渡辺 忠洋

<欠席委員> (0名)

<出席職員>

【事務局長】秋山 賢次 【事務局】鈴木 健司 寺井 絵里

<p>事務局長 (秋山)</p>	<p>開 会 (午後 1 時 5 9 分)</p> <p>本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。 ただ今から、令和 4 年度第 7 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、10 名のご出席をいただいておりますので、農用委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。 それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条第 1 項の規定により渡辺会長に議長をお願いいたします。よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>(渡辺会長あいさつ)</p> <p>本日はお忙しい中、令和 4 年度第 7 回総会にご出席ありがとうございます。 総元地域は稲刈りも終わり、畔の草刈り等の作業をしている方が、多く見られるようになりました。 私の地元では、農業用水路の漏水、崩壊等があり復旧に多大な費用がかかりました。 今後は、農業後継者がいない中、農地所有者が積極的に補修等に協力が厳しい状況なので、農業施設の維持管理が出来るか不安に思っています。 担い手の育成もそうですが、農道の管理等も積極的に行っていかなければならないと思っています。 9 月の議会で、農業者に対する経費の補助制度が可決されました。 かなり厳しい農業経営ではあると思いますが、努力していかなければならないと思います。 スムーズな進行にご協力をよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。 1 番の加曾利委員、3 番の渡邊委員に申し上げます。</p> <p>早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。 なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。 議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>

事務局
(寺井)

1頁をお開きください。

番号26番については、申請者から取下げの依頼がありました。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」

下記のとおり、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。

番号24。所在・地番：猿稻大揚場〇〇。地目：畑。地積：407㎡。義務者大多喜町猿稻〇〇番地〇〇〇〇氏。権利者：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲渡人/譲受人の要望に応じる。譲受人/自宅に近い土地であり、耕作に便利なので取得したい。権利内容：売買による所有権移転。

番号25。所在・地番：下大多喜田代谷〇〇。地目：田。地積：610㎡ 他2筆合計3筆 2,478㎡。義務者：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇〇氏。権利者：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲渡人/耕作しないので譲渡したい。譲受人/自作地の隣接地である申請地を取得し、規模拡大を図るため。権利内容：売買による所有権移転。

番号27。所在・地番：石神古坂〇〇。地目：畑。地積：1,173㎡。義務者：東京都江戸川区中葛西〇〇番地〇〇〇〇氏。権利者：大多喜町石神〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲渡人/耕作困難であり後継者もないため平成24年12月1日に売買契約をした。譲受人/続人として譲渡人の意向を受け、農地の維持管理を継続して行いたい。権利内容：売買による所有権移転。

番号28。所在・地番：船子焼瀬〇〇。地目：田。地積：815㎡。義務者：大多喜町桜台〇〇番地〇〇〇〇氏。権利者：大多喜町久保〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲渡人/耕作困難現在耕作してくれている方が辞めるので管理ができない為。譲受人/畑として利用するため申請したい。権利内容：売買による所有権移転。

なお、権利取得後の農業経営の実態につきましては2頁に掲載しております。

事務局からの説明は以上です。

議長
(渡辺会長)

事務局からの説明が終わりました。

番号24番については、矢代委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。

矢代委員
(8番)

24番について、9月30日の午前中に権利者、立会いのもと、推進委委員と現地調査を行ってきましたので報告します。

申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。

申請者自宅の脇となります。

保全管理がされており、柿木が数本植えてありました。

<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>柿木は、撤去しバラ園で使用する苗木を栽培したいとのことです。 権利者は、隣のため取得したいとのことです。 義務者は、保全管理をしなくてよくなるので、権利者の要望に応じたいとのことです。 問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。</p> <p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>小 高 委 員 (7 番)</p>	<p>権利者は、バラ園のために土地を購入や賃借しており、30,000 m²以上となっておりますが、野菜だと2名で耕作するには、これ以上は難しいのではないかと思います。バラだとどうかわかりませんが、さらに自宅の近くに土地を購入する必要があるのかと思います。</p> <p>自宅の近くで、苗木を育てるのであれば問題はないと思いますが、詳細な説明をお願いします。</p>
<p>矢 代 委 員 (8 番)</p>	<p>現在保有している土地は、元が田だったのでバラを植栽してもなかなか育たない状況なので、申請地で苗木を育てて移植する予定です。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>野菜とバラでは違うと思います。 バラは多年草なので、野菜と違い30,000 m²あっても問題ないと思います。</p> <p>何かご質問はありますか。</p> <p>それでは特にご質問がないようですので、番号24について許可することとしてご異議ございませんか。</p>
<p>議 場</p>	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>異議なしと認め、番号24につきましては許可することで決定いたします。</p> <p>番号25番については、末吉委員が現地調査を担当されましたので報告をお願いします。</p>

末吉委員 (9番)	<p>25番について10月1日9時頃に譲渡人と現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。</p> <p>申請地は、権利者が耕作している隣地と耕作している土地となります。</p> <p>問題はないと思います。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p>
議長 (渡辺会長)	<p>説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
議場	<p>———— 「なし」の声あり ————</p>
議長 (渡辺会長)	<p>それでは特にご質問がないようですので、番号に25について許可することとしてご異議ございませんか。</p>
議場	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
議長 (渡辺会長)	<p>異議なしと認め、番号25につきましては許可することで決定いたします。</p> <p>番号27番については、鈴木委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。</p>
鈴木委員 (5番)	<p>27番について10月3日9時30分頃に譲渡人と事務局2名及び推進委員と現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。</p> <p>現在も畑として利用されており、問題はないと思います。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p>
議長 (渡辺会長)	<p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
渡邊委員 (3番)	<p>権利者が耕作しているのでしょうか。</p>
鈴木委員 (5番)	<p>現在は、他の方が耕作しております。</p>
議長	<p>何かご質問はありますか。</p>

(渡辺会長)	
議 場	それでは特にご質問がないようですので、番号27について許可することとしてご異議ございませんか。
議 長 (渡辺会長)	———— 「異議なし」の声あり ————
議 場	異議なしと認め、番号27につきましては許可することで決定いたします。
議 長 (渡辺会長)	番号28番については、井口委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。
井 口 委 員 (6 番)	28番について、10月1日9時30分に譲受人と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現状は、耕作されておりますが、米価の低迷のため耕作している方が今年でやめるということで、義務者が売買したいとのことでした。水田から畑にし、そら豆等を栽培する予定です。 写真により現地を説明。 私の意見として、水田から畑にすることは問題ないと思いますが、長期に渡り畑として利用するかは疑問と思いましたが、ご審議の程お願いいたします。
議 長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。
佐 川 委 員 (2 番)	疑問があるとはどういうことですか。
井 口 委 員 (6 番)	栽培した作目を販売するのではなく、福祉施設等に寄付することによって、畑としての利用なのかボランティア活動なのかはつきりせず、近隣が住宅地となっているのでどうかと思いました。
議 長 (渡辺会長)	近隣にも農地を所有していませんか。
井 口 委 員 (6 番)	隣接地等に所有しています。

<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>何かご質問はありますか。 それでは特にご質問がないようですので、番号28について許可することとしてご異議ございませんか。</p>
<p>議 場</p>	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>異議なしと認め、番号28につきましては許可することで決定いたします。</p> <p>続きまして議案第2号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」を議題といたします。 それでは事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事 務 局 (寺 井)</p>	<p>4頁をご覧ください。 議案第2号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」 下記のとおり農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願があったので、その可否について意見を求める。 番号7。所在・地番：下大多喜十王部田〇〇番。登記地目：田。変更地目：山林。地積：240㎡。農地種別：2種。農用地区域：外。権利者：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：地目変更登記のため。 番号8。所在・地番：下大多喜十王部田〇〇番。登記地目：田。変更地目：山林。地積：717㎡。農地種別：2種。農用地区域：外。権利者：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：地目変更登記のため。 番号9。所在・地番：小田代上七色堀〇〇番。登記地目：畑。変更地目：山林。地積：780㎡。農地種別：2種。農用地区域：外。権利者：大多喜町小田代〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：地目変更登記のため。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。 番号7番8番につきましては、末吉委員が現地調査を担当されましたので、本件は申請代理人が同一であり、申請地も近いとため、一括して報告をお願いします。</p>
<p>末 吉 委 員 (9 番)</p>	<p>番号7番8番について、8月3日に代理人及び事務局2名と現地調査を行ってきましたので報告します。</p>

	<p>申請地は資料の位置図・案内図にそれぞれ示してある場所となります。</p> <p>申請地は、木々が生い茂っており非農地として判断しました。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p>
議長 (渡辺会長)	<p>説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
議場	<p>———— 「なし」の声あり ————</p>
議長 (渡辺会長)	<p>それでは特にご質問がないようですので、番号7番8番について非農地とすることとしてご異議ございませんか。</p>
議場	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
議長 (渡辺会長)	<p>異議なしと認め、番号7番8番につきましては非農地とすることと決定いたします。</p> <p>番号9番につきましては、佐川委員が現地調査を担当されたので、報告をお願いします。</p>
佐川委員 (2番)	<p>番号9番について、9月30日に事務局2名と現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図にそれぞれ示してある場所となります。</p> <p>申請地は、杉、檜が生えており50年位経っており非農地として判断しました。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p>
議長 (渡辺会長)	<p>説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
議場	<p>———— 「なし」の声あり ————</p>
議長 (渡辺会長)	<p>それでは特にご質問がないようですので、番号9について非農地とすることとしてご異議ございませんか。</p>
議場	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
議長 (渡辺会長)	<p>異議なしと認め、番号9番につきましては非農地とすることと決定いたします。</p>

事務局
(寺井)

続きまして議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。

それでは事務局から説明をお願いいたします。

6頁をご覧ください。

議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。

1. 大多喜町農用地利用集積計画(案)：別添のとおり

2. 公告を予定する日：令和4年10月7日

整理番号 4-30。①利用権を設定する土地・利用権の条件：横山向田〇〇番。地目：田。地積 2,967 m²他 1 筆 合計 2 筆 3,694 m²。利用計画：水田として利用。借賃：米 210 kg。②利用権設定の期間：3年0か月。期間開始の日/令和4年10月6日から。期間満了の日/令和7年10月5日まで。③利用権の種類：貸借権。貸付者：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇氏。借受者：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇氏。更新の案件です。

整理番号 4-31。①利用権を設定する土地・利用権の条件：横山向田〇〇番。地目：田。地積 2,256 m²。利用計画：水田として利用。借賃：米 120 kg。②利用権設定の期間：3年0か月。期間開始の日/令和4年10月6日から。期間満了の日/令和7年10月5日まで。③利用権の種類：貸借権。貸付者：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇氏。借受者：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇氏。更新の案件です。

整理番号 4-32。①利用権を設定する土地・利用権の条件：横山部田前〇〇番。地目：田。地積 2,628 m²他 1 筆 合計 2 筆 4,440 m²。利用計画：水田として利用。借賃：米 90 kg。②利用権設定の期間：5年0か月。期間開始の日/令和4年10月6日から。期間満了の日/令和9年10月5日まで。③利用権の種類：貸借権。貸付者：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇氏。借受者：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇氏。更新の案件です。

整理番号 4-33。①利用権を設定する土地・利用権の条件：上原下ノ原〇〇番。地目：田。地積 2,463 m²他 1 筆 合計 2 筆 4,349 m²。利用計画：水田として利用。借賃：米 130 kg。②利用権設定の期間：10年0か月。期間開始の日/令和4年10月6日から。期間満了の日/令和14年10月5日まで。③利用権の種類：貸借権。貸付者：大多喜町上原〇〇番地〇〇〇氏。借受者：大多喜町部田〇〇番地〇〇〇氏。更新の案件です。

	<p>整理番号 4-34。①利用権を設定する土地・利用権の条件：上原下ノ原〇〇番。地目：田。地積 2,358 m²他 1 筆 合計 2 筆 4,747 m²。利用計画：水田として利用。借賃：米 140 kg。②利用権設定の期間：10 年 0 か月。期間開始の日/令和 4 年 10 月 6 日から。期間満了の日/令和 14 年 10 月 5 日まで。③利用権の種類：貸借権。貸付者：大多喜町上原〇〇番地〇〇〇氏。借受者：大多喜町部田〇〇番地〇〇〇氏。更新の案件です。</p> <p>なお、権利取得後の農業経営の状況につきましては、次頁に掲載してあるとおりとなります。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>ご質問はありますか。</p>
<p>議 場</p>	<p>———— 「なし」の声あり ————</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>ご質問がないようですので、4-30 から 4-34 については原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>議 場</p>	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>異議なしと認め、4-30 から 4-34 について原案のとおり決定することとします。</p> <p>議案第 3 号については以上です。 議件は以上でございます。</p> <p>それでは議事日程 5「報告事項」について事務局よりお願いいたします。</p>
<p>事 務 局 (寺 井)</p>	<p>12 項をご覧ください。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出について」</p> <p>下記のとおり、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出があったので報告する。</p> <p>番号 4-22。所在・地番：下大多喜堀之内〇〇番。地目：田。地積：101 m²他 5 筆で合計 6 筆 7,874 m²。登記原因・日付：相続 令</p>

和4年8月29日。権利者：大多喜町下大多喜〇〇番地 〇〇〇〇氏。

番号4-23。所在・地番：部田田向〇〇番。地目：畑。地積：75㎡他2筆で合計3筆869㎡。登記原因・日付：相続 令和4年8月30日。権利者：大多喜町部田〇〇番地 〇〇〇〇氏。

番号4-24。所在・地番：田代下野〇〇番。地目：田。地積：79㎡他11筆で合計12筆5,518.25㎡。登記原因・日付：相続 令和4年8月30日。権利者：大多喜町部田〇〇番地 〇〇〇〇氏。

番号4-25。所在・地番：石神神ノ下〇〇番。地目：田。地積：185㎡他17筆で合計18筆12,529㎡。登記原因・日付：相続 令和4年9月6日。権利者：大多喜町石神〇〇番地 〇〇〇〇氏。

報告第1号は以上です

報告第2号「軽微な農地改良の届出について」届出があったので報告する。

所在・地番：船子焼瀬〇〇番。地目：田。地積：1,624㎡。埋め立て後の利用 畑。土地所有者：大多喜町久保〇〇番地〇〇〇〇氏。工事期間 令和4年10月5日から令和4年10月25日まで

報告第2号は以上です

報告第3号「利用権の中途解約に係る通知について」

下記のとおり、農地の使用賃借権の中途解約に係る通知を受理したので報告する。

番号2。所在・地番：下大多喜田代谷〇〇番。地目：田。地積：610㎡。貸付人：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇〇氏。借受人：睦沢町森〇〇番地〇〇〇〇氏。

報告第3号は以上です

報告事項は以上となります。

議長
(渡辺会長)

以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。

矢代委員
(8番)

軽微な農地改良の届出について、総会後に工事期間を設定した方が良いのではないのでしょうか。

事務局
(寺井)

総会後の日程で、設定した方が良かったのではないかと思います。

<p>矢代委員 (8番)</p>	<p>軽微な変更なので山砂以外が使われていないか等、農業委員、推進委員が見回りをした方が良いでしょうか。 総会終了後でないと確認が出来ないので、総会終了後でないといけないのではないかと思います。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>事務局は注意していただきたいと思います。</p> <p>続きまして議事日程6「その他」に入ります。 事務局から何かございますか。</p>
<p>事務局 (鈴木)</p>	<p>ありません。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>他に意見がないようなので以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
<p>事務局長 (秋山課長)</p>	<p>以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。</p>
<p>閉会(午後3時11分)</p>	

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年10月5日

議長 渡辺 忠洋

署名委員 加曾 利益弘

署名委員 渡邊 さゆ